平成26年第1回尾鷲市議会定例会会議録平成26年3月18日(火曜日)

○議事日程(第5号)

平成26年3月18日(火)午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第26号 尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改 正について

日程第 3 議案第27号 平成26年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の 議決について

日程第 4 議案第28号 平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の 議決について

(提案説明、質疑、委員会付託)

日程第 5 議案第 5号 尾鷲市みえ森と緑の県民税市町交付金基金の設置、 管理及び処分に関する条例の制定について

日程第 6 議案第 7号 尾鷲市営住宅条例の一部改正について

日程第 7 議案第 8号 尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について

日程第 8 議案第 9号 尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正 について

日程第 9 議案第10号 尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関 する条例の一部改正について

日程第10 議案第11号 平成26年度尾鷲市一般会計予算の議決について

日程第11 議案第12号 平成26年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算 の議決について

日程第13 議案第14号 平成26年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の 議決について

日程第14 議案第15号 平成26年度尾鷲市病院事業会計予算の議決につい て

日程第15 議案第16号 平成26年度尾鷲市水道事業会計予算の議決につい て

- 日程第16 議案第17号 平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の 議決について
- 日程第17 議案第18号 平成25年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正 予算(第3号)の議決について
- 日程第18 議案第19号 平成25年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補 正予算(第3号)の議決について
- 日程第19 議案第20号 平成25年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第3号)の議決について
- 日程第20 議案第21号 平成25年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第2 号)の議決について
- 日程第21 議案第22号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第23号 尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第24号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第24 議案第26号 尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改 正について
- 日程第25 議案第27号 平成26年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の 議決について
- 日程第26 議案第28号 平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の 議決について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○出席議員(13名)

2番 内 山 鉃 芳 議員 1番 真 井 紀 夫 議員 3番 中 平 隆 夫 議員 田中 勲 議員 4番 5番 小 川 公 明 議員 6番 濵 中 佳芳子 議員 7番 三 鬼 和 昭 議員 8番 南 靖 久 議員 9番 榎 本 隆 吉 議員 10番 髙 村 泰 徳 議員 12番 三 鬼 孝 之 議員 11番 奥 田 尚 佳 議員

13番 村 田 幸 隆 議員

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

長	岩	田	昭	人	君
長	Щ	口	武	美	君
圣長	大	倉	令	資	君
長	奥	村	英	仁	君
長	大	Ш	<u> </u>	文	君
長	上	田	敏	博	君
長	大	和	勝	浩	君
長	中	森	將	人	君
. 長	南			進	君
長	下	村	新	吾	君
長	野	田	耕	史	君
長	佐	野	憲	司	君
長	内	Щ	洋	輔	君
長	小	倉	宏	之	君
長	更	谷	哲	也	君
長	浜	田	_	志	君
5 長	諦	乗		正	君
果長	和	田	恭	典	君
果長	尾	﨑	八重	子	君
長	千	種	良	子	君
長	$\vec{-}$	村	直	司	君
果長	Ш	端	直	之	君
果長	Ш	口		清	君
整監	五.	味	勝	哉	君
員	桑	原	紘	市	君
長	湯	浅	富士	雄	君
	長長長長長長長長長長長長長長長長長	長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長	日	日倉村川田和森 村田野山倉谷田乗田崎種村端口味原山大奥大上大中南下野佐内小更浜諦和尾千二川川五桑 長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長	是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是

○議会事務局職員出席者

 事
 務
 局
 長
 内
 山
 雅
 善

 議事・調査係長
 岩
 本
 功

 議事・調査係書記
 松
 永
 佳
 久

〔開議 午前10時00分〕

議長(髙村泰徳議員) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより 議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めた いと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において11 番、奥田尚佳議員、12番、三鬼孝之議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第26号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」から日程第4、議案第28号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決について」までの3議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(岩田昭人君)登壇〕

市長(岩田昭人君) それでは、本定例会に追加提出させていただきました議案第2 6号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」、議案第27号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について」及び 議案第28号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決につい て」の3議案について御説明いたします。

今回の3議案につきましては、いずれも事務手続のおくれから、このような追加議案という形になりましたことをまずもって心からおわび申し上げます。

初めに、議案第26号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」につきましては、本市のごみ処理に関する課題に対応するため導入させていただいております指定ごみ袋のサイズについて、現行サイズより小さいごみ袋をとの要望が多く寄せられていたことから、新たに容量10リットルサイズのごみ袋を作成したいため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第27号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決

について」を御説明いたします。

平成26年度尾鷲市一般会計補正予算書(第1号)及び予算説明書1ページを ごらんください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1 億6,187万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を101億6,187万 9,000円とするものであります。

歳入について御説明いたします。

- 10ページ、11ページをごらんください。
- 13款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金は、学校施設環境改善交付金5,360万円の増額であります。
- 17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、77万9,00 0円の増額であります。
- 20款市債、1項市債、6目教育債は、学校教育施設等耐震整備事業債1億750万円の増額であります。

次に、歳出について御説明いたします。

- 12ページ、13ページをごらんください。
- 9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、1億6,187万9,000円の増額であります。これは、宮之上小学校耐震整備事業に係る工事請負費1億5,900万円の増額が主なものであります。

続きまして、5ページにお戻りください。

地方債補正について御説明いたします。

学校教育施設等整備事業で、限度額を2億7,530万円から3億8,280万円に変更するものであります。

次に、議案第28号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決 について」を御説明いたします。

平成25年度尾鷲市一般会計補正予算書(第6号)及び予算説明書の1ページ をごらんください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,039万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を101億3,887万 5,000円とするものであります。

歳入について御説明いたします。

10ページ、11ページをごらんください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金は、宮之上小学校耐震整備事業、体育館分に係る学校施設環境改善交付金2,684万1,000円の減額であります。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、2,234万2,000円の増額であります。これは、退職者の増に伴う退職手当の財源として繰り入れるものが主なものであります。

20款市債、1項市債、8目教育債は、学校教育施設等耐震整備事業債590万円の減額であります。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをごらんください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、退職手当として 2, 2 5 4 万 1, 0 0 0 円を増額するものであります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、3,294万円の減額であります。これは、宮之上小学校耐震整備事業、体育館分に係る工事請負費3,214万7,000円の減額が主なものであります。

続きまして、5ページにお戻りください。

繰越明許費補正について御説明いたします。

尾鷲小学校中村山避難路整備事業で、年度内での事業開始が難しくなったため 全額を繰越事業とすることから、その限度額を595万円から850万円に変更 するものであります。

次に、債務負担行為補正について御説明いたします。

学校耐震整備事業(宮之上小学校分)で、限度額を3億8,212万5,000 円から5億4,400万4,000円に変更するものであります。

次に、地方債補正について御説明いたします。

学校教育施設等整備事業で、限度額を3,280万円から2,690万円に変更 するものであります。

以上で追加議案の御説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議いただ き、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(髙村泰徳議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(髙村泰徳議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、 会議規則第37条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託したいと思いま す。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(髙村泰徳議員) 御異議なしと認めます。よって、議案は、所管の常任委員会 に付託することに決しました。

ここで休憩し、ただいま付託されました議案を審査していただくため、第二・ 第三委員会室において最初に生活文教常任委員会を開催していただき、生活文教 常任委員会終了後、予算決算常任委員会を開催していただきますので、よろしく お願いいたします。なお、生活文教常任委員会は、10時20分からといたしま す。

それでは、暫時休憩いたします。

〔休憩 午前10時10分〕

〔再開 午後 1時10分〕

議長(髙村泰徳議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5、議案第5号「尾鷲市みえ森と緑の県民税市町交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から日程第26、議案第28号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決について」までの22 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました22議案につきましては、所管の常任委員会に付託 して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、各委員長の報告 を求めます。

最初に、生活文教常任委員会、内山鉃芳委員長。

[2番(内山鉃芳議員)登壇]

2番(内山鉃芳議員) 御報告申し上げます。

私たち生活文教常任委員会に付託になりました議案第9号「尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」、議案第23号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」、議案第26号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」、以上3議案につきまして、委員会における審

査の経過並びに結果について御報告いたします。

去る3月6日午前10時より、市長、副市長、教育長、病院事務長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第9号及び議案第23号につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告いたします。

なお、議案第23号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」につきましては、尾鷲市民文化会館のこれまでの利用状況を検証した上で、多様な市民ニーズに応えられる活用方法を検討し、文化会館事業がマンネリ化することなく、より身近に広く利用していただけるような工夫や取り組みを検討していくべきとの意見がございましたことを申し添えさせていただきます。

また、議案第26号につきましては、本日午前10時19分より、市長、副市 長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしま した結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたので御報告 申し上げます。

なお、執行部からは、今回の条例が追加議案となったことについての説明、謝罪がありましたが、委員会の意見としても、住民への周知という点も含め、本条例改正は当初から予算と同時に提出すべきであったこと、条例の提出方法について指摘がありました。また、本条例による指定ごみ袋について、市内のごみ減量が定着したころには価格の改定を検討すること、ごみ減量は有料化に頼るのみでなく、他の効果的な施策やPR、不法投棄対策等についても引き続き検討していくべきとの意見がございましたことを申し添えさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。 以上です。

議長(髙村泰徳議員) 次に、総務産業常任委員会、三鬼孝之委員長。

[12番(三鬼孝之議員)登壇]

12番(三鬼孝之議員) 私ども総務産業常任委員会へ付託されました議案第5号「尾鷲市みえ森と緑の県民税市町交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」、議案第7号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」、議案第8号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」、議案第10号「尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」、議案第22号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」、議案第24号「尾鷲市道路線の認定について」、以上6議案につきまして、委員会におけ

る審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る3月7日午前10時より、市長、副市長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました6議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告を申し上げます。

よろしく審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(髙村泰徳議員) 次に、予算決算常任委員会、南靖久委員長。

[8番(南靖久議員)登壇]

8番(南靖久議員) それでは、御報告させていただきます。

私たち予算決算常任委員会に付託になりました議案第11号「平成26年度尾 鷲市一般会計予算の議決について」、議案第12号「平成26年度尾鷲市国民健 康保険事業特別会計予算の議決について」、議案第13号「平成26年度尾鷲市 後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」、議案第14号「平成26年 度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」、議案第15号「平成2 6年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、議案第16号「平成26年度 尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、議案第17号「平成25年度尾鷲市 一般会計補正予算(第5号)の議決について」、議案第18号「平成25年度尾 鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」、議案第1 9号「平成25年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)の議 決について」、議案第20号「平成25年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第3 号)の議決について」、議案第21号「平成25年度尾鷲市水道事業会計補正予 算(第2号)の議決について」、そして、本日追加議案として提出されました議 案第27号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について」、 議案第28号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決につい て」、以上13議案について、委員会における審査の経過並びにその結果につい て御報告申し上げます。

去る3月10日から17日及び本日の追加議案の審査を含めて、計7日間にわたり午前10時より、市長、副市長、教育長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第11号「平成26年度尾鷲市一般会計予算の議決について」につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号までの5議案及び議案第18

号、議案第19号、議案第20号、議案第21号までの4議案並びに本日追加議案として提出されました議案第27号、議案第28号の2議案につきましても、 全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決について」につきましては、三鬼和昭委員6名の委員から、第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の温水プール基本調査業務委託料250万円のうち、民間プールの調査費相当分である150万円を減額する修正案が提出をされました。

当委員会として、直ちに提出された修正案の提案説明を受け、これに対する質疑、討論を行った後、まず本修正案について採決を行いました。その結果、賛成多数をもって修正案のとおり可決すべきものと決し、次に、修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって議案第17号は可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、当委員会で可決された修正案につきましてはお手元に配付のとおりでご ざいますので、修正案の内容につきましては、委員会における修正案提出者の提 案理由の引用をもって説明させていただきます。

議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決について」のうち、第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費のうち、温水プール基本調査業務委託料250万円につきましては、市内のNPO法人が運営されていたプールが昨年10月に閉鎖され、その後、同年11月に尾鷲市水泳協会から8,366名の署名を添えて市民室内25メートル温水プールの建設設置を求める要望書が市長及び議長宛てに提出をされている状況の中で、中期的な対応として、閉鎖された民間プール及び尾鷲中学校のプールを中学生、高校生等のクラブ活動での練習環境の確保、また市民の健康増進施設として何とか活用することができないかということで、その調査を行い、今後のプール施設整備の検討材料にしたいとして予算計上されたものでございます。

当委員会においては、このうち民間プールの調査費に係る問題点として、一つ目に調査対象となる建物が民間所有物であることから、これを修繕、改修するに当たっては市が買い取ることが大前提となること、また、二つ目の問題点として、当該施設は海抜3.5メーターの津波浸水域に立地していますが、これらの公共施設整備については、当然ながらまず津波浸水域を考慮に入れる必要があります。これら2点については、調査費を計上する段階でその方針、対策等の見通しをつ

け、議会においても調査費を計上する前に慎重に協議をすることが必要でありますが、今回の予算計上に当たっては、これらのことが欠如していたと言わざるを得ません。以上の理由から、今回の補正予算(第5号)に計上されました温水プール基本調査業務委託料250万円のうち、民間プールに係る調査費150万円を減額する修正案を提出するものであります。

なお、当然のことながら、尾鷲中学校の温水プール基本調査業務委託料100 万円については、一日も早い練習環境を整備するための一刻も早い調査を望むも のであります。

以上が当委員会における修正案の提案理由でございます。しかしながら、当委員会としては、市民プールの必要性は全議員が十分認めるものであることから、市民の健康増進や競泳など青少年健全育成という面からも、広域的な利用も含めた市民プールの建設についても早い議論を始められることを切に望むものでありますので、このこともつけ加えさせていただきます。

さらに、同調査費の予算計上の手法に関して、当委員会における委員からの意見として、地方自治法第220条第3項の規定では、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に歳出負担行為をし、避けがたい事故のため歳出を終わらなかったものについて翌年度に繰り越しして使用することができるとしているものでありますが、今回の予算計上については、新規事業である調査費を3月補正に計上し、その全額を繰り越ししようとするものであり、こうした手法は、自治法の解釈上、非常に無理があるのではないかという意見に対して、執行部からはできないことはない旨の答弁がされましたが、審査する委員会としては、明確な説明と受け取ることができなかったものであります。

さらに、本調査費については、学校教育施設としてのプールと社会教育施設としてのプール、しかも一方は民間が所有するプールであり、その扱い、考え方が違うことから予算計上はそれぞれ区別して行うべきで、また、民間プールの調査を行う場合は、予算措置においては補助金として計上するのが適切ではないか、また、民間プールが閉鎖した原因は、鉄骨の腐食からはり部分が落下したためにプール使用者の安全が確保できないとし、急遽閉鎖し専門業者による鉄骨診断検査を受け、その結果、建物全体の鉄骨が腐食していることが判明し全面的な改築が必要と診断され、約3億円余りの予算が必要となる民間施設に対して市が調査費をつけるのは適当ではないとの意見があったことも申し添えさせていただきます。

次に、議案第11号「平成26年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の学校耐震整備事業、宮之上小学校に係る工事請負費4億7,500万に対する財源の一部として、尾鷲みどりの基金から800万円を充当しているものでありますが、同じく同小学校の備品購入費1,481万6,000円が市の単費として計上されていることから、このみどりの基金の活用については、市の財源が少しでも有利になるように財源充当について再検討をしていただきたいと求める意見がありましたので、あわせて申し添えをさせていただきます。

また、本日提出されました議案第27号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について」及び議案第28号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決について」の追加2議案につきましては、主に宮之上小学校耐震整備に係る予算の組み替えを行うものでありますが、これは、事業主体である教育委員会が工事の進捗状況を十分把握していなかったことが主な原因であり、本来であれば平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)に計上すべきであることを委員会として指摘させていただきます。

さらに、第2表繰越明許費補正として計上されている尾鷲小学校中村山避難路 整備事業につきましては、先般行われた委員会の中で、委員の指摘に対して全額 繰り越しとの説明がなされておらず、今回急遽計上された繰越明許費の執行部の 取り扱いに対し、強い不満を覚えるものであることをあわせて指摘をさせていた だきます。

最後に、今回の追加議案に対して各委員からの指摘を真摯に受けとめていただき、今後の事業施策の推進に当たっては、関係各課の連携をより密にして十分な事業の進捗管理をし、市民から信頼、支持される市政運営を行っていただくことを強く強く求め、予算決算委員会の委員長報告とさせていただきます。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

議長(髙村泰徳議員) 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(髙村泰徳議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

通告がございますので、これを許可いたします。

最初に、1番、真井紀夫議員。

[1番(真井紀夫議員)登壇]

1番(真井紀夫議員) 私は、議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算 (第5号)の議決について」の修正案に対して反対討論をさせていただきます。 市民プールの件でございます。

私は最小の予算でできることなら、ことし秋か年末までに、幼い子供たちから 小学生、中学生、高校生のために、また市民のために温水プールをどうしたらよ いか、視野を少しでも広げて至急調査検討すべきだと願うものであります。

たとえ数年間という暫定的であっても、尾鷲市民プールができるまでしばらく は利用できる温水プールを尾鷲市政、行政の努力と責任で提供できないかと切望 するものであります。

尾鷲スイミングクラブは、平成11年、西暦1999年の夏に経営会社が市にプールの引き取りを陳情して以来、市民有志で運営されてきました。事実上の市民プールでありました。幼児から高齢者までが利用する社会教育として、中高生のクラブ活動の利用もあり学校教育施設でもあったと思います。さらに経営悪化が進んだ平成18年からは、市内福祉団体が自腹の持ち出し覚悟で運営を引き受けて、これまで数千万円を拠出いたしております。そう聞いております。見方によっては、赤字分は本来市が拠出すべきとの見解も少なくはないと私は思っております。

年中利用できるプールは、赤字経営とはいえ、多くの市民の介護予防やリハビリに役立ってきました。一方では、競技スポーツでは、昨年の夏には民間施設で練習を励んできた尾鷲中学校が念願の全国優勝を果たしました。また、国際大会でも優秀な成績を残すなど、確実にレベルアップが図られています。福祉、教育面からも、存続されるべきではないかと考えます。

選手はもちろん、多くの利用者が一刻も早い再開を願い、9,700名を超える嘆願書を添えて要望が出てまいりました。市長はことしの秋までの整備方針を その際示しております。

尾鷲中学校のプールは建築後40年以上が経過して、老朽化が目立つ同校のプールで対応できるのならいいですけれども、簡易な工事が難しいとなれば、その後は民間施設を調査するのかどうか、そうなれば秋までの整備はどちらにしても難しいと考えます。

修正案の原因は、執行部が最初から議会に十分な審査ができるだけの資料、情

報、方針を示さなかったことにあることは事実です。しかしながら、今回の問題を執行部と議会の手続論だけで予算の一部を取り下げてしまうことには、幼い子供を含めた市民の生活に影響が余りにも大きくないだろうかと私は懸念します。あと半年もすれば約束の秋になる。全てのプール利用者のために、議会の政治責任としてできる限りの調査は柔軟的な考えに立って認めることが市民目線と共通できる考えだと私は思うのであります。そういうことで、この250万という調査費ですが、私はぜひとも議会の責任で認めてやってほしい、そう願うのであります。

以上です。

議長(髙村泰徳議員) 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(髙村泰徳議員) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。 これより採決を行います。

最初に、日程第5、議案第5号「尾鷲市みえ森と緑の県民税市町交付金基金の 設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(髙村泰德議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第6、議案第7号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」を採決 いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(髙村泰德議員) 举手全員。

挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第7、議案第8号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」 を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(髙村泰德議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第9号「尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例の一部 改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(举 手 全 員)

議長(髙村泰德議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第10号「尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(髙村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第10、議案第11号「平成26年度尾鷲市一般会計予算の議決に ついて」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議長(髙村泰德議員) 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第11、議案第12号「平成26年度尾鷲市国民健康保険事業特別 会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(髙村泰德議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第12、議案第13号「平成26年度尾鷲市後期高齢者医療事業特 別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(举 手 全 員)

議長(髙村泰德議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第13、議案第14号「平成26年度尾鷲市公共下水道事業特別会 計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(髙村泰德議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第14、議案第15号「平成26年度尾鷲市病院事業会計予算の議 決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(举 手 全 員)

議長(髙村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第15、議案第16号「平成26年度尾鷲市水道事業会計予算の議 決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(髙村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第16、議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は修正可決であります。まず、委員会の修正案について採決いたします。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議長(髙村泰徳議員) 起立多数。

起立多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

ただいま修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長(髙村泰徳議員) 起立全員。

起立全員であります。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり 可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)」が修正議決されましたが、これに伴いまして、議案第28号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)」のうち、計数整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(髙村泰徳議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第28号の計数整理は 議長に委任することに決しました。

次に、日程第17、議案第18号「平成25年度尾鷲市国民健康保険事業特別 会計補正予算(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(髙村泰德議員) 举手全員。

挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第18、議案第19号「平成25年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(举 手 全 員)

議長(髙村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第19、議案第20号「平成25年度尾鷲市病院事業会計補正予算 (第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(髙村泰德議員) 举手全員。

挙手全員であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第20、議案第21号「平成25年度尾鷲市水道事業会計補正予算 (第2号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(髙村泰德議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第21、議案第22号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指 定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(髙村泰德議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第22、議案第23号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(髙村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第23、議案第24号「尾鷲市道路線の認定について」を採決いた します。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は挙手願います。

(举 手 全 員)

議長(髙村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第24、議案第26号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(举 手 多 数)

議長(髙村泰徳議員) 举手多数。

挙手多数であります。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第25、議案第27号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算(第 1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(举 手 全 員)

議長(髙村泰德議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第26、議案第28号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(髙村泰徳議員) 举手全員。

挙手全員であります。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、3月末をもって退職される奥村市長公室長、大川総務課長、中森税務 課長、野田環境課長、小倉木のまち推進課長、川端教育総務課長、和田病院総務 課長、以上の皆様には、退職後もお体を大切にしていただき、市の発展に御協力 いただきますようお願いいたします。本当に御苦労さまでございました。(拍 手)

この際、市長より御挨拶がございます。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) 議員の皆様、大変お疲れさまでございました。

去る2月25日の開会以来、御提案を申し上げました「尾鷲市みえ森と緑の県 民税市町交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を初め とする各種重要案件につきまして、終始慎重に御審議をいただき、まことにあり がとうございました。

本定例会におきましては、初日に「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」の議決をいただいたことに加え、本日最終日に提出させていただきました追加議案3議案も御審議をいただき、まことにありがとうございました。この追加3議案につきましては、いずれも事務手続のおくれからこのような追加議案という形になりました。心からおわびを申し上げますとともに、今後はこのようなことがないよう業務の進行管理に当たってまいります。

また、議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決 について」につきましては一部修正になりましたが、尾鷲中学校プール温水化の 調査を5月中旬までに行うとともに、市民プールの今後のあり方等を検討し、議 会に報告させていただきたいと思います。

さらに、審議の中におきまして、さまざまな御指摘、御意見等をいただきました点につきましては、今後執行に当たり十分心してまいりたいと存じますので、 御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、 閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(髙村泰徳議員) 去る2月25日開会以来、長い間まことに御苦労さまでございました。

これをもって平成26年第1回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 1時56分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員